守口市ものづくり企業人材確保支援事業（もりクルート事業）仕様書

1　業務委託名

守口市ものづくり企業人材確保支援事業（もりクルート事業）業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務を実施し、工業系の学生が、市内ものづくり企業に対して関心を持つとともに、ものづくり企業の事業内容や職場環境についての理解を深めることで、実際に就職活動を行う際、市内ものづくり企業を第一志望として目指してもらえるように、市内ものづくり企業の認知度向上及び人材確保を支援することを目的とする。

3　委託期間

契約締結日から、令和5年2月 28 日（火）まで

4 ものづくり企業紹介リーフレット等作成業務

（1）ものづくり企業紹介リーフレット等作成業務（以下「リーフレット等業務」という。）の概要

工業系の学生を対象に、市内ものづくり企業の理解の促進や認知度向上を図り、以下のリーフレット等業務を実施する。リーフレット等業務の実施にあっては、市が指定するものづくり企業5社程度を取材・撮影し、原稿作成、誌面デザイン、印刷製本等を行い、市に納品する。

（2）リーフレット等業務に係る手配

取材・撮影、原稿作成、誌面デザイン業務についての担当者は、同様の業務経験のある者を選任すること。

（3）リーフレット作成内容

ア　ものづくり企業ページ

リーフレットを手に取った学生が、その企業で働くことを具体的に想像することができ、働く意欲が高まるような文章構成・誌面デザインとなるように留意し、次の①～③の内容を記載すること。

①詳細な業務内容②従業員の1日のスケジュール③職場のアピールポイント

イ　地図

市の地図を掲載し、各ものづくり企業の事業所所在地を明記すること。

（4）リーフレット規格

リーフレットの作成にあっては、配架しやすく、気軽に手に取りやすいように、以下の規格で作成すること。また、リーフレットの余白部分に、市が提供する QR コードを掲載すること。

リーフレット

制作部数	3,500 部
サイズ	A5変型
ページ数	8ページ（表紙裏表紙含む）
製本	中綴じ
色	オールカラー
用紙	OKバルーニ 35 kg※

※質感等が同様なものであれば、他用紙でも差し支えありません。

（5）ポスター及びシールステッカー作成内容

リーフレットの作成と併せて、本業務を効果的に発信するため、本業務に係るポスター及びシールステッカーを作成する。ポスター及びシールステッカーのデザイン等は、リーフレットの作成内容を踏まえ、作成すること。

（6）ポスター及びシールステッカー規格

ポスター

制作部数	10 部
サイズ	B2
色	オールカラー
用紙	コート紙 90 kg

シールステッカー

制作部数	10 部
サイズ	180mm×180mm
色	オールカラー
用紙	シールステッカー
材質	白塩ビ（PVC）
のり	再剥離のり
加工	光沢ラミネート加工（PVC）
カットパス	円形
断裁方法	バラ四角カット

（5）作成期間

契約締結日から令和4年7月8日（金）まで

（6）納品物

受託者は、リーフレット、ポスター及びシールステッカーを以下のとおり、納品すること。なお、当該リーフレットの電子データも合わせて納品すること。

リーフレット

納品場所	納品冊数	一束
守口市（守口市京阪本通2－5－5）	2,000 冊	100 冊
市が指定する大阪府内の高等学校等	150 冊×10 校＝1,500 冊	150 冊

ポスター及びシールステッカー

納品場所
守口市（守口市京阪本通2－5－5）

5　ものづくり企業訪問バスツアー業務

（1）ものづくり企業訪問バスツアー業務（以下「バスツアー業務」という。）の概要

工業系の学生を対象に、市内ものづくり企業の工場見学や職場座談会（以下「工場見学等」という。）を行うバスツアーを実施し、求人票やリーフレット等ではわからない、ものづくりの現場ならではの気づきの獲得を目指す。バスツアー業務の実施にあっては、バスツアーの業務調整、参加するものづくり企業との打ち合わせや連絡調整、バスツアーの運営、アンケートの実施等を行う。

（2）工場見学等を実施する企業（以下「受入企業」という。）

原則、リーフレット掲載企業

（3）バスツアー参加対象及び参加人数

市が募集した工業系高等学校生等（以下「参加学生」という。）を参加対象とし、合計参加人数は、20 人程度とする。

（4）バスツアー実施期間

令和4年 12 月から令和5年1月までのうち、市が指定する1日で、午前・午後の部に分けて実施

(5)バスツアー業務内容

ア　バスツアーの内容及び調整事項

・守口市役所を発着場所とし、受入企業への送迎はバスを使用する。バスは中型バス2台とし、感染症対策を実施した上で、1台当たり参加学生 10 人程度の乗車を想定する。

・当日、参加学生の所属高等学校等と守口市役所間で、送迎バスを運行すること。参加学生の所属高等学校等については、後日市から連絡する。

・各受入企業の工場見学等の時間は、1時間とする。また、午前の部と午後の部の間に、昼食休憩を1時間とる。昼食は1人千円程度とし、受託者で用意する。

・昼食場所については、守口市役所を予定しているが、守口市役所が利用できなかった場合に備え、受託者で昼食場所を想定し、市に報告する。

・円滑にバスツアー業務が実施できるように、受託者で調整し、予め当日のスケジュール、バスツアールート及び安全な乗降場所等を確認し、市に報告する。

(行程例)

出発(8:30)	午前の部	昼食	午後の部	到着(16:30)
守口市役所	2社訪問 又は 3 社訪問	守口市役所 (予定)	3社訪問 又は 2 社訪問	守口市役所

・例えば、1台が午前中にA・B社を訪問し、もう1台がC・D・E社を訪問する。昼食後、訪問企業を交代する。

・工場見学等は、受入企業の工場等の製造現場を見学するとともに、職場座談会を実施し、実際に働く人々の声を聴くことで、ものづくりや受入企業の魅力が伝わるよう受入企業が企画する。

イ　バスツアー業務に係る手配

・バスツアーを安全かつ円滑に実施する添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、安全管理等や工場見学中のガイドを行う。その際、リーフレット業務に携わった者から受入企業の企業情報や企業の魅力等を十分に学び、当日のバスツアーに活用する。

・市内の移動は専用の運転手付き中型バス車両とし、円滑な移動ができるよう手配、運行を行う。なお、運行に係る業務は、道路運送法の許可を受けた会社で行うこととする。

ウ　事前確認

・事前に守口市役所から受入企業までのバスツアーコースや受入企業が企画する工場見学等を十分に把握し、バスツアーコースや工場内見学ルートの状況、危険箇所、休憩場所、トイレ等を確認する。

エ　安全対策

・受入企業内では、参加学生の安全に十分に配慮した見学場所、見学ルートを設定し、安全確保を徹底する。また、バスツアー中の万一の事故に対応するため、以下の傷害補償に加入する。

①保険対象者

大人（15 歳以上）20 人で計上すること

②補償内容

（1人当たりの補償最低基準）

死亡保険金	1，000万円
後遺障害保険金	1，000万円
入院保険金日額	8千円
手術保険金　入院中の手術	入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の5倍
通院保険金日額	4千円
賠償責任保険金	3，000万円
携行品損害保険金	20万円
救援者費用保険金	100万円

オ　バスツアー当日の運営

・受託者は、参加学生数、バスの台数、受入企業の見学ルート等に見合った人数を添乗員として確保し、全行程の随行、引率を行うこと。また、添乗員1名以上は、 同様の業務経験のある職員を選任すること。

・引率を行う添乗員は、バスツアー中、市及び受入企業と必要な調整を行うこと。

・バスの出発前や工場見学中等に、点呼等により、参加学生の人数を確認し、情報共有を図ること。

・バスの出発前に参加者にシートベルトの着用を促し、参加者がシートベルトを着用していることを確認の上、出発すること。また、乗務員に対して、制限速度の遵守をはじめとした、道路交通法の法令順守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう徹底すること。

・工場見学開始前に、参加者に対して、リーフレット又は受入企業の概要資料、見学コース、見学ルール、安全に関する注意事項等を記載した資料を配布し、説明を行うこと。

・工場見学中は、参加学生に対して、見学ルートから外れない等の見学ルールの徹底を図り、安全確保に十分に配慮するとともに、安全確保のための必要な対策を講じること。

カ　参加学生及び受入企業へのアンケートの実施

・参加学生及び受入企業に対して、バスツアーの感想、意見等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめた上、市に納品すること。アンケートの内容については、市と協議の上、決定するものとする。

6　業務の実施体制

受託者は、バスツアーの担当者を1名以上選任し、業務を実施するものとする。バスツアーの担当者には、同様の業務に関する知識とノウハウ等を有する者を選任すること。

7　留意事項

（1）　バスツアーの中止等

天候等の理由でバスツアーを中止した場合に発生した経費の負担は、市はしないものとし、後日再度バスツアーを企画、実施するものとして、その経費の負担は契約額の範囲とする。

（2）　安全確保等

受入企業の現地確認等を十分に行い、円滑かつ安全なバスツアーを徹底すること。

（3）　新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

バスツアーの実施にあっては、新型コロナウイルス感染症防止等に関する必要な対策を十分に講じること。

8　その他

（1）　業務上知り得た個人情報及び企業情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払うこと。

（2）　業務実施にあっては、市と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。

（3）　委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた時は、市と受託者で協議の上、業務を遂行するものとする。